

第5章 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

第1節 県民総参加による環境保全活動の推進

環境問題の多くは、経済成長の結果、社会経済構造が大きく変革し、日常生活や事業活動における環境負荷が増大したことに起因するとされている。

こうした状況を踏まえ、県は、平成11年を「環境元年」と位置づけ、平成12年2月に「エコおおいた推進県民会議」を設置し、県民、事業者及び行政の各主体が公平に役割を担い、互いに連携・協力しながら、環境に配慮した活動を推進しようと「環境にやさしい大分県」の実現に向けて取り組んできた。

また、平成15年9月には「ごみゼロおおいた作戦県民会議」を設置し、県民総参加により美しく快適な大分県づくりに取り組んだ。

こうした取組の成果を生かして、さらにステップアップさせた地域活性化型の「おおいたうつくし作戦」を推進するため、平成28年4月には「おおいたうつくし作戦県民会議」を設置し、恵み豊かな大分の環境を守り、地域を元気にする取組を進めている。

第1項 地域活性化につながる環境保全活動の推進

1 地域活性化につながる環境保全活動の推進

おおいたうつくし作戦は、ごみゼロおおいた作戦の成果を生かし、さらにステップアップさせ、「まちづくり（地域の活性化）」、「ひとづくり（人材の育成）」、「なかまづくり（活動の基盤づくり）」の3つのアクションにより、環境保全活動を通じて地域活性化を図っていくものである。

「まちづくり」は、3R活動+スタンプラリー、花いっぱい運動+来訪者のおもてなしなど、環境保全活動と他の活動を組み合わせることで、参加者の増加や地域の活性化につなげ、「ひとづくり」は、地域や企業などで、子どもをはじめとするあらゆる世代への環境教育を行い、環境に関する意識を持ち自ら行動する人を増やし、「なかまづくり」では、保健所・部や県庁に事務局を置く地域連絡会が、それぞれの地域に密着した環境保全活動を支援するとともに、団体

相互のつながりや将来にわたって活動が続けられる基盤を作る。

これらの3つのアクションの好循環により、美しく快適な大分県づくりを目指している。そして、地域において環境活動等を展開する団体を「おおいたうつくし推進隊」に任命し、作戦のけん引役としてその取組を支援している。推進隊は令和3年度末で221団体となっている。

また、本県の恵み豊かな環境に感謝し、環境保全の大切さを再認識する機会とするために、平成28年度から「おおいたうつくし感謝祭」を開催している。

（おおいたうつくし推進隊名簿は大分県ホームページ参照）

(1) おおいたうつくし作戦まちづくり推進事業（まちづくり）

平成28年度から、おおいたうつくし作戦を県民に広げるため、環境保全活動を通じて地域を活性化する波及効果の高い普及啓発活動を実施する。令和3年度は7団体に委託した。

(2) おおいたうつくし作戦なかまづくり推進事業（なかまづくり）

平成28年度から、おおいたうつくし作戦をけん引する新たな団体の設立や既存団体の構成員増加等を支援する。令和3年度は5団体に補助金を交付した。

(3) おおいたこども探険団推進事業（ひとづくり）

平成26年度から、子どもの環境学習を推進するため、実体験を伴う年間を通じた環境学習を実施する団体に補助金を交付する「ごみゼロ探険団推進事業」を実施してきた。

平成28年度からは、子どもたちの環境意識を高めるため、子どもを対象とした自然体験活動を年間通じて行う「おおいたこども探険団推進事業」を実施し、令和3年度は9団体に委託した。

2 おおいたうつくしキャンペーン

県民一人ひとりが環境問題を自らの問題として意識し、行動できるようにするために、おおいたうつくし作戦では、県民総参加で取り組む「おおいたうつくしキャンペーン」を展開している。

(1) おおいたうつくしキャンドルナイト

夏至の日と七夕の日の20時から22時までの2時間、家庭や事業所の不要な照明や屋外看板を消すなどして省エネと地球温暖化対策に取り組む「おおいたうつくしキャンドルナイト」を実施している。これまでの夏至の日の取組に加え、平成21年度からは新たに七夕の日の取組を行うこととした。令和4年度は、企業・団体、市町村等を中心に3,268施設の参加登録があった。



(2) 県民一斉おおいたうつくし大行動

美しく快適な大分県づくり条例に基づく「環境美化の日」の取組として8月に県下全域を対象に美化活動の実施を呼びかけるとともに、美しい観光地づくりを目指して秋の行楽シーズンに合わせて10月に観光地やイベント会場を対象に美化活動等の実施を呼びかける「県民一斉おおいたうつくし大行動」を実施している。

令和3年度は環境美化の日を8月1日に設定し、美化活動の実施を呼びかけたところ県下で約25万人の県民が参加した。

3 節電対策の推進

令和3年度の九州電力管内での電力受給は、夏季、冬季ともに、電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しどとなつたため、節電要請は見送られることになった。県では、県民に対し県民生活や経済活動等への影響を配慮しながら省エネ・節電に取

り組むよう呼びかけるとともに、家庭向け、事業所向けに次の事業を実施して、省エネ・節電の取組を促した。

(1) 家庭での節電対策

- ①節電メニューの励行
- ②県民参加の取組
 - ・節電取組の事例収集と優良事例の紹介
 - ・緑のカーテンの実施
- ③県民向け普及啓発の取組
 - ・夏の省エネ・節電セミナー（1ヵ所で開催）
 - ・家庭向けエコ診断の実施（診断士が家庭の節電・省エネについてアドバイス）
 - ・キャンドルナイト：6月21日（夏至）と7月7日（七夕）に家庭、事業所でのライトダウン、ライトオフを呼びかけ

(2) 事業所での節電対策（令和3年度）

- ①節電メニューの励行
- ②事業所への情報提供・普及啓発
 - ・事業所のための省エネ補助金活用セミナー（2回）
 - ・国・県等の補助制度の情報提供
- ③事業所の節電の取組支援
 - ・無料省エネ診断（28件）
 - ・省エネルギーコーディネータの派遣（127件）

4 環境保全活動の促進

環境保全活動を促進するためには、身近なことから地球規模にいたるまで様々な環境問題や環境保全に関する取組についての具体的な情報を提供し、県民一人ひとりの環境に関する意識を高めるとともに、多様化する住民ニーズに対応できるNPOとの協働等を通じ、それぞれが自発的に環境保全に取り組む意欲を増進する仕組みを構築する必要がある。

(1) 事業者の自発的活動の促進

事業者による事業活動は、利便性や生活水準の向上、社会基盤の整備に貢献する一方で、地域の環境のみならず地球環境にも大きな影響を及ぼしている。また、環境に配慮することは、生産性の面からマイナスであるとの見方が以前はあったが、近年の産業界では、環境への配慮を企業イメージの向上というプラスの面から捉える向きが大勢となり、自主的に環境マネジメントシステムを構築するなど、環境保全に対して積極的な取組を見せる企業が増えつつある。

- ・「エコおおいた推進事業所」の登録

環境配慮の取組目標(5項目以上)を自主的に定め、事業活動に伴う環境負荷を低減しようとする事業所を、県では環境に配慮した事業所であるとして平成12年3月から「エコおいた推進事業所」に登録している。これらの取組に関する情報はインターネット(県庁ホームページ)等を通じて広く県民に紹介している。

令和4年3月末での登録数は1,050事業所となっている。

・エコアクション21認証・登録制度

環境省が平成8年に策定した、中小企業等の幅広い事業者が取り組める環境マネジメントシステムのプログラム。企業等が自ら設定した環境負荷低減の目標達成に向けて取組み、その結果を評価し、報告するための方法の一つとして、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき、事業者を認証・登録する制度である。広範な中小企業、学校、公共機関などを対象としており、環境への取組を効果的・効率的に行うためのシステムを構築・運用・維持し、その取組を「環境経営レポート」として発信することで、多くの関係者との相互理解や信頼を高め、企業価値や経営力の向上を図ることができる。県では、環境マネジメントセミナーや個別コンサルティングを通じてエコアクション21の普及を図っており、県内では令和4年3月末現在で77事業所が認証・登録している。

(2) 啓発活動の実施状況

環境問題は、県民、事業者、行政がそれぞれの立場から環境保全に向けた取組を主体的に推進するようになってはじめて解決しうるものである。そうした中、近年、環境問題に対する県民の関心も高まりを見せ、これまでの公害の防止や自然環境の保全といった観点から、安らぎや潤いのある快適な生活環境を創出するといった観点にその指向が向きつつあり、県内各地でNPO法人やボランティア団体が主導する各般の環境保全活動が盛んに行われているところである。

県では、県民の自主的な環境保全活動を支援するとともにその活動が一層発展するよう促すため、また、より広範な環境保全思想の浸透を図るために、各種の啓発活動を実施している。

なお、令和3年度に県が実施した啓発活動の実施状況は表2.5-1のとおりである。

表2.5-1 啓発活動の実施状況

行 事 名	所 管 課	実施期間	場 所	内 容
みどりの月間	森との共生 推進室	4月15日 ～5月14日	県 内	「緑の羽根」着用の呼びかけを行ったほか、緑の募金街頭キャンペーンを実施するなど緑化の普及啓発を行った。
環境月間 (6月5日環境の日)	うつくし作戦 推進課	6月1日 ～6月30日	県 内	詳細は表2.5-2参照。
瀬戸内海環境保全月間	環境保全課	6月1日 ～6月30日	県 内	期間中(公社)瀬戸内海環境保全協会作成のポスターを市町村・保健所等へ配布し意識の高揚を行った。
河川愛護月間	河川課	7月1日 ～7月31日	県 内	期間中、河川周辺のごみ拾いや雑草刈りを実施した。また、啓発活動用チラシやポスターを市町村・土木事務所等へ配布し河川愛護思想の高揚を図った。
海岸愛護月間	河川課	7月1日 ～7月31日	県 内	期間中、海岸の清掃を実施し国土交通省の作成した「海岸愛護ポスター」を市町村・土木事務所へ配布し海岸愛護の高揚を図った。
自然に親しむ運動月間	自然保護推進室	7月21日 ～8月20日	県 内	自然観察会が開催され、自然環境思想の高揚が図られた。
道路ふれあい月間 (8月10日道の日)	道路保全課	8月1日 ～8月31日	県 内	期間中道路の草刈、側溝掃除、空き缶拾い等を実施した。また、各種広報媒体により、道路愛護思想の高揚を図った。
生活排水きれい推進月間 (9月10日下水道の日) (10月1日浄化槽の日)	公園・生活 排水課	9月10日 ～10月10日	県 内	市町村と連携した各種「下水道の日」「浄化槽の日」の広報・啓発等により、生活排水対策による水環境保全思想の高揚を行った。
食品ロス削減月間	うつくし作戦 推進課	10月1日 ～10月31日	県 内	広報・啓発活動等を行い、食品ロス削減に対する意識の高揚を図った。
みどりのまちづくり推進 月間	森との共生 推進室	10月1日 ～10月31日	県 内	県民一人ひとりの手で緑化木を植栽し、生活環境の緑化を推進するため、街頭での緑化苗木の配布を行い、緑化の意識の高揚を図った。
都市緑化月間	公園・生活 排水課	10月1日 ～10月31日	県 内	都市における緑の保全・創出や、都市計画、街路樹の整備等を促進し、住民参加による緑豊かな美しい町づくりを展開するため、「都市緑化月間」中に、緑に関するイベントとして苗木等の無料配布を行った。
文化財保護協調週間	文化課	11月1日 ～11月7日	県 内	文化財に関する講演会・芸能発表会の開催・文化財めぐり・文化財周辺の清掃活動・児童生徒による文化財学習などを実施し、文化財愛護思想の普及・高揚を図った。
緑化推進強化月間	森との共生 推進室	3月1日 ～3月31日	県 内	期間中、県内各地で緑化用苗木の街頭配布を行ったほか、取組パンフの配布等により緑化の普及の啓発を行った。
土地改良施設愛護月間	農村整備計画課	7月10日 ～8月10日	県 内	期間中、県内各地でため池やダム周辺の環境整備活動を行い、参加者へ土地改良施設維持及び農業農村の保全への意識啓発を図った。

(3) 環境月間行事の実施状況

1972年(昭和47年)6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議において、人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標とする「人間環境宣言」が採択されたが、この会議において日本は毎年6月5日からの1週間を「世界環境週間」とすることを提唱した。国連ではこれを受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と定めた。我が国では、環境庁の主唱により、昭和48年から毎年6月5日を初日とする1週間を「環境週間」と定め、国民一人ひとりがよりよい環境づくりに向けて認識を新たにするよう全国的な運動が展開されていたが、平成3年からは、これまで以上に環境保全活動に関する国民の責務と自覚を促すため、従来の環境週間の幅を拡大して、6月の1ヶ月間を「環境月間」として国や、都道府県、市町村、民間団体などにより各種啓発事業に取り組むこととなった。

また、平成5年11月に制定された環境基本法において、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日が「環境の日」と定められ、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めることとされた。

県においても、県が主体となった行事を実施するとともに、「環境の日」及び「環境月間」について積極的に広報を行い各種自発的な取組を推進している。令和3年の実施状況は表2.5-2のとおりである。

表2.5-2 令和3年度「環境の日」及び「環境月間」関連行事

番号	行 事 名	行事内容	主 催	場 所	期 日
1	夏季エコスタイル キャンペーン	冷房時の適正温度の徹底(室内温度28度)と夏季の軽装勤務を推進する	大分県	県下全域	6月1日から 9月30日
2	ノーマイカーウィーク	公共交通機関の利用や徒歩、自転車での通勤を呼びかける	大分県	県下全域	6月1日から 6月7日
3	おおいたうつくし キャンドルナイト	6月21日(夏至の日)及び 7月7日に、夜8時から10時まで、不要な電気の消灯を呼びかける	大分県	県下全域	6月21日 (夏至の日) 7月7日
4	不法投棄撲滅・街頭啓発活動	不法投棄防止等の街頭啓発活動を行った。	一般社団法人 大分県環境資源循環協会	大分県庁前 交差点	6月1日
5	不法投棄撲滅・街頭啓発活動	大分県産業資源循環協会、臼杵津久見警察署、保健所で街頭啓発活動を実施	中部保健所	臼杵津久見警察署前交差点	6月1日
6	地元住民とのホタル鑑賞会	地域住民を口コミで集め、歌唱鑑賞しながらホタル観賞を行った	中部保健所 (渡邊参事)	臼杵市佐志生	6月9日
7	不法投棄撲滅・街頭啓発活動	国道502号線沿いで協会員とともに不法投棄防止等の街頭啓発活動を行った。	一般社団法人 大分県環境資源循環協会	豊後大野市役所前	6月1日
8	環境月間啓発普及事業	街頭啓発	健康安全・衛生課	別府観光港前 ローソン付近	6月1日
9	環境関係啓発資材の配布	環境関係啓発資材の配布 (大分県リサイクル認定製品関係)	健康安全・衛生課	東部保健所 国東保健部	6月中
10	環境ブックの 読み聞かせ運動	学校、図書館等で、環境関連図書の読み聞かせや紙芝居を行い、子どもが自ら地球環境について考えるきっかけづくりとする。	大分市環境部 環境対策課環境保全担当班	大分市内 市民図書館や県立図書館、地区公民館、幼稚園、保育所、小学校、中学校等	6月1日から 6月30日
11	ポイ捨て等防止監視員	・空き缶または飼い犬のふんの回収指導 ・ポイ捨てごみの回収	日田市環境課 生活環境係	日田市内	6月1日から6月30日の 水曜日を除く平日
12	エコセンター番匠 施設見学	エコセンター番匠施設内見学	佐伯市清掃課 施設管理係	エコセンター 番匠	6月1日、8日、10日、 13日、14日、20日、 23日、24日、28日
13	菌ちゃん野菜作り 授業	生ごみを利用した土づくり・野菜作り授業	佐伯市清掃課 庶務係	上堅田幼稚園、 鶴岡幼稚園、 切畠小学校、 松浦小学校	上堅田幼稚園： 6月2日、16日 切畠小学校： 6月7日、9日、13日、 20日 松浦小学校： 6月8日、10日、 15日、22日 鶴岡幼稚園： 6月17日、20日、 24日

5 自発的な環境保全活動を支える 人材・団体等との連携・協力

(1) 大分県環境教育アドバイザー派遣事業

地域住民のよりよい地域環境をつくっていこうとする意識を高め、地域全体として環境保全の取組を効果的に推進するためには、環境保全活動に取り組む個人、団体と協働する必要がある。

県では環境保全活動に取り組むNPOとの協働を進めているほか、自発的な環境保全活動の重要性についての理解を深めるとともにその実践を促進するため、学校や地域団体に環境教育アドバイザーを派遣している。

第2項 県、市町村の率先行動の推進

環境保全の推進のためには、地域における取組が不可欠であり、地方分権が進展する中で、地域の住民に最も身近な市町村が果たす役割が一層重要なとなっている。このため、市町村においてはそれぞれの地域特性に応じて、環境保全に関する総合的な計画等の策定を行うとともに県、事業者、県民、各種団体と協力・連携し、環境保全に関する取組を推進することが期待される。

また、市町村は地域における一大事業所であり、自ら消費者、事業者の立場から、地球温暖化対策実行計画の策定、グリーン購入の推進など率先して環境に配慮した活動へ取り組むことが求められている。さらに公共事業の実施においても、計画から管理までの各段階で環境への配慮が必要である。

そこで、県においては市町村のグリーン購入の推進を図るため、国等が開催するグリーン購入に関する説明会への積極的な参加を奨励している。

第2節 豊かな環境を守り育てる人づくり

第1項 環境教育・啓発を担う人材の育成と活用の促進

美しく快適な大分県を将来の世代に継承していくために、私たちは、直面するさまざまな環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していかなければならない。そのためには、私たち一人ひとりが日常生活の中で意識的に環境に配慮した行動をとり、積極的に問題解決に取り組むことが必要となる。このように、一人ひとりの環境に対する意識を高め、環境保全活動への取組を促進していくためには、環境教育・学習が重要な役割を担っている。

本県では、平成11年9月に制定した「大分県環境基本条例」の第17条において、「環境の保全に関する教育及び学習の振興」について規定しており、平成17年10月に策定した「大分県新環境基本計画」において環境教育・学習について、推進基盤の整備及び学校、地域社会、職場といった多様な場における推進をこれからの中核的な取組として掲げて取り組んできた。平成28年3月に策定した「**第3次大分県環境基本計画**」においても、第3章に環境教育・啓発を担う人材の育成と活用の促進、あらゆる世代・場における環境教育の推進をこれからの中核的な取組として掲げている。

国においては、国民各界各層の環境保全に関する理解を深めるための環境教育・学習の推進、環境保全活動に取り組む意欲を高めていくための体験機会や情報の提供等の措置を盛り込んだ「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(環境教育推進法)を平成15年7月に制定し、同年10月から施行するとともに、翌年9月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」を閣議決定した。

これに伴い、県においても平成18年1月に「大分県新環境教育・学習基本方針」を策定した。

また、近年、環境保全活動への取組や行政・企業・民間団体等の協働が益々重要になってきている状況や、国連の「持続可能な開発のための教育」(ESD)の取組及び日本が提案した「ESDの10年」(2005年～2014年)の取組などを受けて、環境教育推進法を改定して新たに「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(環境教育促進法)を平成23年6月に制定し、平成24年10月1日に全面施行された。

この法律では、基本理念等に協働取組の推進や生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展等を追加して、都道府県の取組として環境教育・協働取組推進の行動計画を策定すること、自然体験の場の認定事務を行うことなどを定めた。また、学校

施設の整備や教育活動での環境配慮の促進の規程を追加した他、学校教育で体系的な環境教育が行われるよう、教材開発、教員研修の充実等を追加するなど、学校教育における教育環境の充実を図ることを定めた。

これを受けて、県では、新たに環境教育等に関し方向性及び具体的な施策を示し、それを総合的かつ計画的に実施するため、平成28年3月に第2次大分県環境教育等行動計画を策定し、さらに令和2年3月には、**第3次大分県環境教育等行動計画**を策定し、推進している。(資料編 12 大分県環境教育等行動計画の進捗状況)

1 環境教育・学習に関する基本方針の策定

令和2年3月に策定した第3次大分県環境教育等行動計画では、①環境教育等促進法の尊重、②ESDを取り入れた環境教育の推進、③多様な担い手との連携、④歴史・文化の理解、⑤地域の中で、環境を感じ、環境を守り、未来を創造する力を育むという基本的な考え方を示し、広く環境教育を推進することにより、県民一人ひとりが環境に関する意識を高めるとともに、地域と地球環境の未来づくりに意欲と能力、行動力を持つ人材の育成を目指す。

2 多様な学習の機会の提供

(1) 環境教育アドバイザーの派遣

平成16年度から、地域や学校で開催される環境をテーマとした講演会や自然観察会などにおける講師として**環境教育アドバイザー**を派遣している。現在、環境教育アドバイザーには、環境カウンセラー、**環境NPO法人**での活動実践者、大学教授など環境問題の有識者67名を委嘱している。令和3年度は114回派遣し、延べ5,822名が受講し、環境問題への理解を深めた。

(2) こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、将来を担う子どもたちが主体的に行う環境学習及び環境保全活動を支援するために、環境省が平成7年度から実施しており、本県においても令和4年10月末には29クラブ1,519名が自然観察やリサイクル活動等の環境活動に取り組んだ。

(3) おおいた環境学習サイト「きらりんネット」

平成19年3月に、インターネットを活用し、

環境学習の教材や環境情報を広く提供するため、大分県新環境基本計画に基づいた学習教材として、おおいた環境学習サイト「きらりんネット」を開設した。平成21年度からは、いつでも、どこでも広く活用されるように、県庁ホームページで提供することとした。平成28年3月には、より多くの県民に興味をもってもらうため「おんせん県おおいた!エコクイズ」を「きらりんネット」内に開設した。

(4) 環境学習用DVDの貸出し

地域での研修会や学校の環境活動等で広く利用していただくため、環境学習用のDVDを作成し、平成23年4月から希望者に貸し出しを開始した。平成28年3月には、新たに「守ろう!ぼくたちわたしたちの大分」を制作し、貸し出すとともにYouTubeによる配信を開始した。

(5) レジ袋収益金寄付金活用事業

ア 幼児向け環境劇の公演

幼児が楽しみながら環境問題に関心を持つきっかけとなるよう平成22年度から環境劇の公演を実施している。令和3年度は、8市町23か所の幼稚園等で巡回公演を実施した。(観劇者1,808人)

イ 幼児向け環境ワークショップ研修の開催

幼児が、楽しみながら環境についての関心を持つきっかけをつくること、また各幼稚園等の指導者が環境体験プログラムの手法を学ぶことを目的として、県内3箇所の幼稚園等においてワークショップを開催した。

(6) おおいたこども探検団推進事業(ひとづくり)

平成26年度から、子どもの環境学習を推進するため、実体験を伴う年間を通じた環境学習を実施する団体に補助金を交付する「ごみゼロ探険団推進事業」を実施してきた。

平成28年度からは、子どもたちの環境意識を高めるため、子どもを対象とした自然体験活動を年間通じて行う「おおいたこども探険団推進事業」を実施し、令和3年度は、9団体に委託した。

(7) 森林環境教育

県内の保育所・幼稚園・小中高等学校・子ども会・子ども育成クラブ・NPO等の団体が行う活動に、県が認定する森の先生を派遣し、森林環境学習活動を通じて、子どもたちの森林や自然に対する理解や関心を高め、次世代の森林づくりを担う人材を育成すること

を目的に実施している。令和4年3月現在で、森の先生登録者は246人、参加者は2,926人。

(8) 全国水生生物調査

小中学校等での環境保全に関わる学習活動の一環として、水生生物による川の水質調査を行う。川に実際に触ることで、川を知り、環境に配慮した暮らしを実践することを目的としている。

3 環境人材の育成と活用の推進

地球温暖化防止や省資源・省エネルギーに関する普及啓発や地域での取組を促進するため、地球温暖化防止活動推進員の研修と活用の促進に取り組んでいる。

また、地域や学校等での環境教育を支援するため、環境教育アドバイザーの研修を実施するとともに、公民館や学校等への普及啓発に取り組んでいる。

第2項 あらゆる世代・場における環境教育の推進

1 学校における環境教育・学習の推進

学校における環境教育・学習は、幼稚園から高等学校までの教育活動を通じて、環境や環境問題に関心・意欲を持つといった基礎的なことから、人間の活動と環境との関わりについて、総合的な理解と認識の上に立った環境への責任のある行動がとれる態度を身につけることまでを目指している。各学校では、各教科、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間、特別活動等において創意工夫された環境教育・学習を進めている。

中でも、児童生徒の森林環境保全活動の推進を目指し、森林環境学習促進事業(社会教育課)や環境教育アドバイザー派遣事業(うつくし作戦推進課)等を活用し、森林環境教育プログラムや外部人材を活用した体験活動を促進する取組を実施している。また、高校においては各校が地域や学科の特性を活かした環境学習の取組を実施している。

環境教育・学習の対象は、家庭における身の回りの問題から地球規模の問題までの広がりを持つとともに、その学習領域も自然科学・社会科学の分野から一人一人の感性や心の問題にまで及んでいる。従って、今後も、学校の教育活動全体を通じての取組、児童生徒の発達段階に応じた取組、家庭や地域など生活の場における実践的な取組など、総合的な環境教育・学習をより一層推進していく必要がある。

2 地域社会における環境教育・学習の推進

県立図書館では、生涯学習情報提供システム「まなびの広場おおいた」の「インターネット講座」において、県民の自然環境に対する興味・関心や環境保全への意識の高揚を図るため、大分の海や川、山などの自然環境、動植物の生息環境等についての講座を動画配信するとともに、「大分の自然災害を知る」などのテーマ別に学習できる“まなびのプラン”を作成して活用促進を図っている。

県立香々地青少年の家では、海岸(干潟)や磯、森林の環境を活用し、様々なSDGs教育を展開している。大分県地域ぐるみで「体験の風を起こそう」推進事業では、県内の児童・生徒及びその家族を対象に、自然体験アクティビティを提供すると同時に、海岸清掃などの海の保全活動やクヌギ林の整備等の森の育樹活動を実施した。

県立九重青少年の家では、養成した森林環境学習指導者を活用して、青少年の自然環境に対する興味・関心や環境保全への意識の高揚を図り、自然を愛する心豊かな青少年を育成する「森林環境学習促進事業」を展開している。この事業では、幼児や小学生とその家族を対象にした「森の子レンジャー」「森の楽校」の事業や青少年の家を利用する学校や団体を対象に指導者を派遣する「森林(もり)の環境学習サポート隊」等を実施している。

さらに、社会教育関係団体においても、大分県生活学校運動推進協議会の実態調査結果に基づく食品ロス、レジ袋及びプラスチックごみ削減に向けた意識啓発、「小さな親切」運動大分県本部が実施する「日本列島クリーン大作戦」、(一社)大分県地域婦人団体連合会の「安全で健康な食生活の推進」など、地域課題に対応した環境学習や環境保全活動に取り組んでいる。

3 職場における環境教育・学習の推進

職場における環境教育を推進するため、従業員に対する環境教育が必要となるISO9000・14000シリーズを導入しようとする事業所に、中小企業支援アドバイザー派遣制度に基づくISOアドバイザーの派遣や、大分県**環境教育アドバイザー**派遣制度に基づく研修講師等の派遣を実施している。

また、環境配慮の取組目標を自主的に定めた事業所をエコおおいた推進事業所として登録し、県庁ホームページを通じて県民へ紹介することにより、環境保全に対する意識の高い事業所を支援している。